

令和3年 第8回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年8月25日(水)

令和3年 第8回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年8月25日(水)	開催場所	上里町役場4階 大会議室
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後4時30分
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし
傍聴者	1名		
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：関口博之 産業振興課課長補佐：飯塚宏志 産業観光係主査：山田貴志 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	×
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	×
1	岩田 保	○	—	松村 稔	×
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	×
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	×
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	×
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	×
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	×
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	×
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	×
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	×
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回上里町農業委員会定例総会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号2番 金井 てる子 委員 議席番号3番 坂本 茂 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第21号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事務局次長</p>	<p>日程第2 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 今月の案件は通常転用6件でございます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 499㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権の設定、転用目的は一般住宅です。譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在妻の実家で義父世帯と借同居しておりますが、子の成長に伴い手狭になり、義父の所有する土地を借用して住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 478㎡、地目は畑、権利内容は20年の賃貸借権設定、転用目的は駐車場、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在の住所地において造園業を営んでおり、業務用車両の置場に苦慮しているため、この度の用地を借用して駐車場とし利用したく、申請するものです。</p>

3番ですが、譲受人 群馬県〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 5 2 4㎡、地目は田、権利内容は60年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、賃借人の職業は会社員、形態は新設、農業振興地域外の第3種農地です。譲受人は、現在借家暮らしをしておりますが、子の成長に伴い手狭になり、母親の所有する土地を借用して住宅を建築したく申請するものです。

4番と5番を一括してお話をさせていただきたいと思います。

4番につきましては、譲受人が神川町にお住いの〇〇〇〇さん。場所が勅使河原〇〇〇〇△△。縦長に四角くあるところなんです、こちらが地目は畑、面積は490㎡。使用貸借権設定、転用目的は一般住宅になります。

5番につきましては、こちらの譲受人は4番と同じ〇〇〇〇様。譲渡人は上里町〇〇〇にお住いの△△△様になります。土地の所在が同じく勅使河原〇〇〇〇△△△△です。地目は畑。転用面積は90㎡です。権利内容は売買による所有権移転。転用目的は通路ということになってございます。

こちらの4番の申請地内に、譲受人の祖母が所有する土地がございます。

こちらに家を建築するにあたりまして、接道要件が必要になり、建築安全基準センターに確認したところ、今回の申請地の西側には、県道が走ってるわけですが、こちらからの進入は難しいということになりました。東側にある町道から入る場合、そこに家を建てるためには、幅員2メートルぐらい、用地を敷地まで延長して、進路を設ける必要があるということで申請となりました。面積は4番と合わせて499㎡。目的は一般住宅通路というものでございます。

6番ですが、譲受人が上里町にお住まいの〇〇〇〇様。譲渡人が群馬県〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様。土地の所在が、大字〇〇〇 △△△、地目は畑。面積367㎡、権利内容は、20年の賃貸借権設定。転用目的は、駐車場でございます。譲受人は、個人で運送業をしております、ダンプを所有しております。現在は借地に、そのダンプ車両を駐車しております。この度、自宅前の土地を借用して駐車場として使用したいということで申請するものでございます。

今回の農業委員会につきましては、5条案件は6件申請がございました。説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	小林 雄一委員	1 番について 特に問題ありません。あんまり関係ないのですが、1 の番号の右側の譲受人、譲渡人と記載がありますが、良いのですか。
	担当課長補佐	使用貸借権の設定の場合には、上が借受人、下は貸付人という表示が正しいのではないかというようなご指摘ですか。
	小林 雄一委員	そうです。
	事 務 局次長	議案書の表現の方法という形でお話をさせていただきます。 農地法の許可申請書につきましては埼玉県ホームページに掲載されております、4 条申請並びに 5 条申請という申請書に基づいて、農地転用は県知事の許可になりますので、その書類を使用しております。 転用の申請書中には、譲受人と譲渡人を連名で書く欄がございまして、権利の内容を書く枠が下の方にあります。 そこで、権利内容は売買なのか、それとも貸借なのかを表現すれば、その様式の中では、譲受人と譲渡人と言うのはそのままご使用いただいて構わない。若しくは、貸付人と、借受人という表現でも構わないというのは埼玉県から、その申請書の記入方法という形でご教授いただいた状況でして、この権利内容は貸借なのか売買なのか、所有権移転売買なのかという形で表現を変えておりますので、こちらの方は全て譲受人、譲渡人という表現をさせていただきます。 ただ以前の議案の中にもありましたが、砂利採取一時転用等につきましては、貸付人と借受人という表現を使わせていただいている場合もございまして、そういう形でご理解いただければと思います。よろしいですか。
	岩田 保 委員	2 番について

<p>日程第3 議案第22号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>		特に問題ありません。
	尾崎 保幸委員	3番について 特に問題ありません。
	馬場 弘次委員	4番・5番について 住宅街ですので特に問題ありません。
	小林加代子委員	6番について 現地確認しました所異常ありませんでした。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑はありませんか。 ないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第22号 上里農業振興地域整備計画の変更について、事務局による説明を求めます。
担 当 主 査	産業振興課、産業観光係の山田です。よろしくお願いたします。 案件に入ります前に、令和3年度では初めて農振除外等の案件をいたします。	

		<p>そこで何故、この付議をするのかという所から説明いたします。</p> <p>これは農業振興地域の整備に関する法律の施行規則第3条の2でございますが、市町村長は、農業振興地域整備計画の変更をするときは、農業委員会の意見を聞くものとする定められているため、付議するものでございます。趣旨といたしましては、農業委員会は町の農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化など、農地の利用関係の調整とか、また農地の集団化などの構造的な政策の推進上重要な役割を担っていらっしゃいます。そのため、これらの施策が適切に行われるかどうか、そういった観点からご意見を伺うこととなっているものです。</p> <p>委員の皆様には、自由、活発な発言や議論をお願いするところでございますが、最終的な農業委員会としてのまとめのご意見といたしましては、先ほど申し上げました通り、農地の利用関係の調整や農地の構造政策の観点から、このたびの農業振興地域整備計画の変更案が支障があるかないか等についてご意見を賜りますようお願いいたします。</p> <p>それでは次に本日の議案内容でございますが、結構多ございまして、大きく分けて二つございます。一つは、農用地区域からの除外について、もう一つは、用途区分の変更についてでございます。こちらについても簡単にご説明いたします。</p> <p>皆様ご案内の通り、本町では農振法に基づき、農業振興地域の整備計画を策定し、農用地区域、いわゆる青地では、農地以外の土地利用が厳しく制限されているところでございます。</p> <p>例えば農業地を分家住宅にすることなど、やむを得ず農業以外に転用する場合、すなわち、農用地区域から除外するには、農用地区域以外に代替すべき土地がないことなどの要件を満たすことが必要です。</p> <p>この場合、対象地は、農振除外後には青地が白地となります。</p> <p>用途区分の変更でございますが、こちらは農用地から農業用施設用地への用途変更でございます。こちらについては農振除外のような、非代替性などの要件はございません。</p> <p>対象地は用途変更後も青地のままでございます。</p> <p>なお上里町の場合、このような除外等の申し出は年2回受け付けておりまして、今回は令和3年7月申し出の案件となります。このようなことから付議するものでございます。</p> <p>それでは議案書に戻りまして説明いたします。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>議案第22号、上里農業振興地域整備計画の変更について、先ほど申し上げました農振法の施行規則第3条</p>
--	--	--

の2第1項の規定に基づき協議を求めるものでございます。

令和3年8月25日提出、上里町農業委員会会長伊藤裕。提案理由といたしましては先ほどの施行規則3条の2第1項の規定に基づき、別紙計画の意見の決定をしたいので提案するものでございます。

それでは個別案件に参ります。5ページをご覧くださいませ。

始めに除外案件についてご説明いたします。

事案番号1について、申し出の所在地は、大字〇〇〇△△△、場所につきましては議案書の7ページをご覧ください。

地目は登記簿、現況ともに畑、面積は339平方メートルで、除外目的は分家住宅でございます。

事業計画者は上里町にお住まいの〇〇〇〇様でございます。

計画者は現在、町内のアパートに家族5人で暮らしております。しかし子供たちが大きくなり、アパートが狭くなったため、義理の父所有の農地に自己住宅を建築することを計画し、除外申出をされたものでございます。除外の各要件につきましては、支障なしということで満たしていると考えております。

また以下の案件も除外の要件につきましては充足しておると考えております。

続いて、事案番号2について、申し出の所在地は、大字〇〇〇〇の一部でございます。

場所につきましては議案書7ページの除外の2をご覧ください。

こちらは、地目は台帳、現況共に田、除外面積は225平方メートルのうちの132平方メートル、除外目的は公共移転による住宅用地の拡張です。

事業計画者は上里町〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様。計画者は現在お住いの宅地が、国道17号バイパスの拡張工事の対象地であるため、これに伴う敷地の拡張を行うものです。

この拡張工事でございますが、取り付け道路の部分がその自宅敷地にかかってしまうために拡張を余儀なくされたというものでございます。

事案番号3について、申し出の所在地は、上里町大字〇〇〇〇。場所につきましては議案書9ページの除外3をご覧ください。こちらの地目は、登記簿、現況ともに畑。面積は1028平米のうち430平方メートル。除外目的は分家住宅でございます。

事業計画者は本庄市にお住まいの〇〇〇〇様でございます。事業計画者は現在アパートを借りて2人で暮らしております。今後、子供の出産や通勤に便利な、父親所有の農地に自己住宅を建設することを計画し、申

		<p>し出をされたものです。</p> <p>事案番号4について、所在地は、上里町大字〇〇〇〇。場所につきましては議案書8ページの除外4をご覧ください。</p> <p>こちらの事業計画者は上里町〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様、上里町〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様、親子でございます。</p> <p>こちらは当初、分家住宅を計画しておりましたが、分家住宅では集落性がないことから、既存施設の拡張という、手法を用いて自己用住宅を建築するものでございます。</p> <p>現在事業計画者様は家族2人で暮らしております。今後の親の介護等を考え、父親所有の住宅用地を拡張し、自己住宅を建設することを計画し、除外申出をされたものです。</p> <p>事案番号5について、申出の所在地は、大字〇〇〇〇の一部でございます。場所につきましては議案書9ページの除外5をご覧ください。地目は登記簿、現況ともに畑、除外面積は2,300平方メートルのうち、447平方メートルでございます。事業計画者は上里町〇〇〇〇の(株)〇〇〇〇でございます。</p> <p>(株)〇〇〇〇様は現在の事業用地が、町道拡幅工事の対象地であるため、これに伴い現在の住居の裏地を事業用敷地として申請するものでございます。</p> <p>事案番号6について、申し出の所在地は先ほど、事案番号5と同じく上里町大字〇〇〇〇の一部でございます。場所につきましては議案書10ページの除外6をご覧ください。</p> <p>詳細は、これも先ほど同じく資料の10ページをご覧ください。地目は登記簿、現況ともに畑。除外面積が2,300平方メートルのうち91平方メートルでございます。</p> <p>事業計画者は上里町大字〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様でございます。</p> <p>事業計画者の現在の事業用地が、これも町道拡幅工事の対象地であるため、これに伴い現在の住居地の裏地を住宅敷地とするものでございます。</p> <p>事案番号7について、申し出の所在地は大字〇〇〇〇でございます。場所につきましては、議案書の9ページの除外7をご覧ください。航空写真の資料では10ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、地目は登記簿、現況ともに畑、除外面積は1,335㎡、除外目的は資材置場でございます。</p> <p>事業計画者は、上里町〇〇〇〇に所在する(株)〇〇〇〇でございます。</p> <p>(株)〇〇〇〇様は現在、帯刀に所有する資材置場を他に売却し、こちらの土地に資材置場を計画しておるとこ</p>
--	--	--

		<p>ろです。売却先からは買付証明書が出され、このたびの土地の農振除外や農地転用が認められることを条件となっております。現在ですね、資材置場には簡易な事務所がありますが、これらの機能は本社兼自宅と決まっている現在の住宅の一部に移転する計画であります。</p> <p>ここまでが除外案件でございます。続いて用途区分の変更案件になります。用途区分の変更案件につきましては、議案書の6ページに2件掲げてございます。</p> <p>事案番号1について、申し出の所在地は上里町大字〇〇〇〇△△△の一部です。</p> <p>場所については、議案書9ページの用途区分の変更1をご覧ください。</p> <p>こちらの土地でございますが、地目は登記簿現況ともに畑、面積は4,403平方メートルのうち2,191平方メートルで、牛車のみ通路の新設を目的として、農用地を農業用施設用地に変更するものでございます。事業計画者上里町〇〇〇〇の(株)〇〇〇〇でございます。</p> <p>経営規模拡大に伴い、増産した牛の新たな牛舎建設を計画したものです。通路につきましては、牛を再配出入するための大型トラックが安全に搬出入できるようにするためのものです。</p> <p>事案番号2について、申し出の所在地は、上里町大字〇〇〇〇△△△ 外8筆でございます。</p> <p>場所につきましては議案書8ページの用途区分の変更2をご覧ください。</p> <p>こちらは、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1万5,158平方メートル。変更目的は冷凍餃子製造施設の新設でございます。</p> <p>事業計画者は、上里町大字〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇(株)でございます。</p> <p>この会社は餃子の原材料の調達に関し、当地域の生産者との協力関係を構築し、6次産業化を実現するため、当該地を最適な場所として計画したものでございます。以上で案件の説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
	議 長	以上で担当者による説明を終わります。
	議 長	質疑のある方は順次発言をお願いいたします。
	議 長	すいませんその前にちょっと、事務局の方から推進委員の方のご意見について。

	<p>事務局次長</p>	<p>すいません。本日、誠に残念ではありますが、通知の中にもございました通り、今日の定例総会は推進委員さんの出席にご遠慮させていただいたところでございますが、その推進委員様のご意見を伺う場所を今回設けたと言うことで、ご意見を下さいという形で通知の中にも記載させていただきました。そういたしましたところ、推進員さん3名からご意見がございましたので、その当日の審議をする前にご報告をいたしますと通知にも記載させていただいておりますので、今日ご出席の皆様にお伺いする前に推進さんの意見をお話させていただいて、それに対する回答も一緒にお話をさせていただき、その後、皆さんにご意見を伺いたいと思っておりますので、先にご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>まず安原和夫推進委員さんからご意見を頂戴いたしました。内容が2点ほどございました。まず1点目でございます。用途区分の変更案件の事案番号を2番についてということでございます。「今回の計画者名が〇〇〇〇(株)ということであるが、こちらの土地に関しては、所有権の移転なのか、それとも貸借なのか」という質問です。続きまして2点目でございます。「日本農業新聞で、町、JAそれと〇〇〇〇(株)が包括連携協定というのを結んだということが記事にありました。この内容が新たに加工場施設を建築するとありました。農業委員会の決定なく、すでに建設ありきのように感じられ、委員会の重要度が低いように感じられますがどうか」という二つのご意見を頂戴しました。これに対しまして回答の方をさせていただきます。</p>
	<p>担当課長補佐</p>	<p>産業振興課産業観光係の飯塚でございます。町に関する意見ということで私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。まず安原推進委員さんからいただいた貸借なのか所有権移転なのかということに関しては、貸借ということで事業計画者から報告を伺っております。次に、包括的連携協定8月11日農業新聞に記載されており、加工施設の建設ありきというような内容についてのご意見についてでございます。包括連携協定につきましては、食と農をテーマとした地方創生にそれ</p>

	事務局次長	<p>ぞれの強みを生かして協力していくというものでございます。</p> <p>町として加工施設の設置に関することを約束したものではありませんのでご理解をいただきたいと思ます。農産物加工施設の設置は現在、農振法による手続きを進めております。今後、農地法、都市計画法、建築基準法など様々な法令上の許認可を必要としております。</p> <p>通常建築等を行う事業計画を進める場合におきましては、それぞれの法令上の手続きを並行的に同時進行で進めていく必要がございます。ご指摘の包括的連携協定に関しましては、法令上の手続きではございませんが、農業の継続的な安定により地方創生を目指すため、お互いに協力していくことを約束したものでございます。決して農業委員会による審議を含めた法令上の手続きを軽視したものではありませんので、ご理解いただきたいと思ます。</p> <p>また J A とは事務レベルの打ち合わせの中で、詳細な調整を行っているところでございます。その情報を元に農協系の新聞である日本農業新聞への記事掲載となったものでございます。ご理解いただければと思ます。以上です。</p> <p>続きまして、細井登推進委員様から、7点ほどご質問ご意見がございましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず1点目です。</p> <p>「令和2年第8回定例会議案26号、備考において、譲受人は農地所有適格法人。所在地東側の農地を買い受けて、アグリロボットトラクターなどのITを活用したスマート農業を実施し、経営規模を拡充するために申請」とあります。採決直後にボーリング調査をし、1年も経たないのに、農用地を農業用施設に変更することは、議案26号申請における虚偽に当たると思ます」というご質問がありました。</p> <p>こちらにつきまして、農業委員会事務局としてお話をさせていただきます。昨年8月の申請時の段階でございますが、スマート農業導入と併せ、圃場の大規模化による営農規模の拡大であるとの説明に基づきまして、その申請を受けました。この内容に基づいて、その事業はどういうことかということでそのスマート農業をやるんだと。そのスマート農業につきましては、実際に導入をされまして、玉ネギ、青ネギ、キャベツ等の定植が行われているというですね、実際に現実に目的の事がされておりました。この段階で申し上げますと、これによる虚偽に当たるといふ、当時のその判断は難しかった。また難しいと思われまます。</p>
--	-------	--

		<p>続きまして2点目のご意見でございます。</p> <p>「農林省が制定する、農地法の運用ということがありますが、この中で、農畜産物処理加工施設には、その地域で生産をされる農畜産物を原料として処理又は加工を行う精米所、瓶詰めや缶詰の果汁製造工場。漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、イ草加工施設、食肉処理加工施設等が該当するとあります。キムチ製造は該当するかもしれませんが、餃子の製造は該当しないのではないかと」というご質問でございます。</p> <p>これにつきまして餃子製造につきましては当該運用の中では野菜加工施設に該当するものでございます。</p> <p>質問3点目でございます。</p> <p>「農地転用許可制度の目的は、農地法では、市街地に近接をした地域など、農業上の利用に支障が少ない農地から順次提供されるようにしていますとあります。当該農地は、上里町においても、最優良と位置づけされる場所で、明らかに目的に反していると思われまして」という質問でございます。</p> <p>これに対して、お答えでございますが、農振法上の農業用施設用地に当たるというものです。</p> <p>農業の用に供するための施設に当たるというもので、これに当たらないというものでございます。</p> <p>続きまして、質問の4つ目でございます。</p> <p>「農業委員会等に関する法律の中では、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないとあります。農業委員の中にはそれに抵触する方がいるのではないかと危惧します」というご質問がございました。</p> <p>農業委員会等に関する法律の中の第31条の中に議事参与の制限というものがございます。</p> <p>こちらについて、今回の農地所有適格法人の役員が該当するものでありますので、このことからすると抵触する方というのはいらっしゃいませんということでございます。</p> <p>続きまして5つ目です。</p> <p>「上里町における業務用野菜産地プロジェクトには、上里産の野菜を多く使うとありますが、あくまで努力目標です。日本がTPPを主導して成立させた以上、外国から農産物が多く流入します。上里産の野菜は外国産の野菜と同価格または以下でなければ、買ってもらえない可能性があります。</p> <p>工場は出来たが、上里産の野菜を使わず、外国産を使って袋詰めして、上里産として出荷される危惧があるのではないかと」という質問でございます。これにつきましては町の方からの回答とします。</p>
--	--	---

	担当課長補佐	<p>今回のプロジェクトに関する質問ということで、私の方から回答させていただきます。</p> <p>T P P 関連の成立等によりまして外国産野菜の輸入というものが、今後増えていくんじゃないかというようなお考えの中でいただいた意見かというふうに考えております。</p> <p>世界の情勢からそのような危惧があるものと考えます。そうした状況であるからこそ、国産野菜の産地形成に努める必要があると考えております。これは国の政策とも一致しているというものでございます。また農振法のガイドラインによりまして、今回設置する野菜加工施設につきましては、2分の1以上、町内産で賄わなければならないというガイドラインがございます。</p> <p>そのようなガイドラインを守る、遵守していただくということで、今回のこのプロジェクトが成り立つというふうに我々は考えております。ご懸念の内容につきましては、生産者等で組織するサプライヤー協議会、これは今後組織を検討している部分でございますが、サプライヤー協議会であったり、現在すでに第1回を行いました加工業務用野菜産地作り推進協議会にて、生産物の使用状況につきまして調整をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。</p>
	事務局次長	<p>続きまして、細井推進委員の6点目の質問になります。</p> <p>実績のない、〇〇〇〇(株)は信頼できる会社でしょうか。役員の中には多くの農業者に金銭や物的な被害を与え、多大な負債を抱え、取引業者を泣かせた事例を聞いております。</p> <p>このような方が経営に参画する会社が果たして成功するのでしょうか。町、J Aが多大な援助をして失敗に終われば、その責任を転嫁されてしまうのではないかと思います」という質問でございます。</p> <p>これも産業観光係よりご回答申し上げます。</p>
	担当課長補佐	<p>〇〇〇〇(株)の国内の実績につきましては、先月そのプロジェクトの中でも説明を申し上げた通りでございます。〇〇〇〇(株)につきましては韓国大手グローバル企業でございます。</p> <p>また日本国内においても日本では〇〇〇〇(株)それから〇〇〇〇(株)の〇〇〇〇(株)ということで日本の中にも関係法人の設立がされておるところでございます。</p> <p>実績につきましてご紹介申し上げますと、韓国企業〇〇〇〇を母体としましたとしました食品事業社でございます。その後独立いたしまして、サービス、生命工学、新物流、エンターテイメントを四つの事業で世界</p>

	<p>事務局次長</p>	<p>に展開しております。</p> <p>日本国内の餃子事業につきましては平成30年より取り組んでおりまして、韓国生産品を輸入販売するビジネスモデルであります。この度、日本国内の自社製造拠点を整備いたしまして、これは上里町において整備をするという計画が進んでおるといふことでございます。</p> <p>食品製造の主要原材料が自社を含め本地域の生産者等の協力関係を構築して原材料の調達と安定と最適化に向けた既存施設体系を含めた、原材料の生産や供給体制を整った適地として、上里町が選定されたといふのでございます。</p> <p>上里町といたしましては、当該事業、町の農業の関係者との協同連携によりまして、農産物の強固で新たな販路を構築、この新たな販路といふのは、上里町の野菜を売る、そういう販路でございます。</p> <p>それを構築する事によりまして、農地の保全、農業所得の増大、担い手の育成、それから6次産業化、上里町の産地形成、これを推進いたしまして、農業振興産業の活性化、ひいては国産加工用野菜の流通の促進をつなげるとともに、町で掲げております農業振興プロジェクト、人農地プランの実質化、雇用の推進をしていきたいといふふうに考えております。</p> <p>また事業全体の効果につきましては、農業を中心とした振興でありますことから、地方創生に向けた取り組みといたしまして、企業、農業者や自治体がそれぞれの強みを生かし、行政課題にも取り組んでいけるものといふことで取り組んでいきたいといふふうに考えております。以上です。</p> <p>細井推進委員の7点目の質問を報告させていただきます。</p> <p>「事務局長は事前説明会開催を示唆しましたが、コロナ対策で推進委員の定例総会参加が拒否されるとは想像がつかず悔いを残しました。工夫をすれば会議の方は開けたんじゃないでしょうか。推進委員は町民の半数を代表する立場であり、この審議に参加をする機会を与えていただかなかったところで非常に残念でございます」といふご意見をいただきました。</p> <p>こちらに関しましては、この新型コロナウイルス感染症、最近、特にデルタ株など、感染数も過去最大の更新をしております。</p> <p>発送直前まで、会長はじめ事務局長、事務局の中で近隣の動向もいろいろと調べながら検討させていただきます。緊急事態宣言の拡大といふものもありまして、また過去開催したやり方等いろいろなことを勘案しまし</p>
--	--------------	---

て、今回につきましては推進委員さんのご出席は、ということで、決定したところでございます。

ただ今までの会議で何回か推進員さんがいらっしゃらない会議がありましたが、その時は特にご意見等もお伺いする事もできなかったわけでございますが、今回はこういう形でご意見の方がありましたら報告いただきたいという形で、こういう手法をとらせていただいた次第でございます。

何卒ご理解の方を賜りたいと考えております。以上でございます。

それと、3人目の御意見でございます。菊地宏利推進委員様でございます。

菊地推進委員様からの意見は文章的に書かれておまして、分割して8個に分けさせていただきました。その8件を、また報告および回答という形でお話をさせていただきたいと思っております。

菊地推進委員様の意見でございます。

(4)用途変更案件、事案番号2について。

「昨年8月の農業委員会でスマート農業を行うとのことで、取得が許可された農地でありましたが、この農地が1年もたたずに計画変更を申請することは、虚偽の申請であると思われませんが、どうですか」という形で始まっております。

その上でまず一点目ですが、

「農地買い入れについて、農地の買い入れ価格が近隣の相場からしてもかけ離れている。農業するにはあまりにも高い価格で取引されたというようなお話を聞いた。最初から耕作目的でないと考えられる。

2点目が、

「昨年許可申請前に株●●●●の役員が、すでにこの場所での会社設立計画を近隣住民に話していたということを知ったと、多くの住民が知っていたのではないかと。また次はこの申請用地北側にキムチ工場を作るといふ公言もしていた」

3点目につきましては、

「時期は明確ではないですが、申請場所農地にて昨年の10月から11月頃にボーリング調査をしていた。ボーリング調査は農業を行う上では、必要がないのではないかと。工場建設という目的があつての調査で、なかったのかということ。」ということで、まずはこの1, 2, 3についてのお話でございますが、先ほどの細井推進委員さんの内容とほぼ同じ内容でございますが、実際、昨年やはり8月の農業委員会にかけられました

		<p>3条につきましては、(株)●●●●がスマート農業を導入ということで、そのスマート農業の導入をする規模の営農規模拡大を図るという目的でございます。そのスマート農業に関しては実際にどういう目的なのかという、その目的通りですね、一応実際に目的が達成されているというのは確認しているところでございます。こういうことからやはり虚偽かどうかというものにつきましては、非常に判断は難しいものだと考えております。</p> <p>菊地推進委員の4つ目になります。</p> <p>「〇〇〇〇(株)は、昨年9月3日に設立である。3条による申請許可が8月25日におりてから、わずか9日あまりで会社が設立されており、あまりにも早いため、事前に会社設立書類等を準備していたと考えられる」というものでございます。</p> <p>こちらにつきましては産業観光係から回答という形にします。</p> <p>それでは私の方からこちらも回答させていただきます。</p> <p>昨年8月の農地法3条申請それから〇〇〇〇(株)の9月の会社設立ということでございますが、これが何かその農地法の趣旨に反するとかですね、違法性があるというものではございませんので因果関係については確認ができておりませんという報告になります。以上です。</p>
	担当課長補佐	<p>それでは私の方からこちらも回答させていただきます。</p> <p>昨年8月の農地法3条申請それから〇〇〇〇(株)の9月の会社設立ということでございますが、これが何かその農地法の趣旨に反するとかですね、違法性があるというものではございませんので因果関係については確認ができておりませんという報告になります。以上です。</p>
	事務局次長	<p>それでは菊地推進委員の5点目の質問でございます。</p> <p>「今年7月、農業委員会にて渡していただいた『上里町における加工業務用野菜産地作りプロジェクト』の資料によれば〇〇〇〇(株)は5年後の生産目的を掲げているが、昨年9月に設立し実績が全くなく、従業員等の存在さえわからない会社が本当にできるのでしょうか」と言う質問でございます。</p>
	担当課長補佐	<p>これも実績がないというご指摘でございますが、〇〇〇〇(株)に関しましては、農業法人としての実績はまだまだこれからなのかなと考えております。農地の権利設定から1年が経ちまして、その営農の状況というのは徐々に進んでおるわけでございますが、5年後を見据えた営農に関しましては、農地の拡大、それから農業作業員の増大というものを含めて検討されるべきであるというふうに考えております。</p> <p>ただ作ったものを売ることにしましては、現在すでに製品化されたものが日本国内全国に流通しておりま</p>

		<p>す。それらは今現在、外国産のものを使って外国で作ったものを輸入販売をしておるというものでございますが、それを日本国内の作物を使って、上里を中心とした日本国内の作物を使ったものを、国内で売ると、いうものでございますので販路はございます。ということで、また従業員につきましても、今回の農振の用途変更の申し出の中に80名ほど雇用ができるということでございますし、工場の中で働くものということでそのあたりの報告もあることから、目に見える活動を今後行っていくという事を担保するためにも、包括連携協定であったり、それから町の農業団体の代表者で組織いたします産地づくり推進協議会において、〇〇〇(株)の営農活動については注視をしていきたい。と考えております。以上です。</p> <p>事務局次長 菊地推進委員の6点目の質問でございます。</p> <p>「上里町及びひびきの農協は、地方創生に向けた包括的連携に関する協定書を、実績の全くない会社と結んだが、通常はあり得ないと思われま。何の目的があって実績のない会社と協定を結んだのでしょうか」という質問でございます。</p> <p>担当課長補佐 包括的連携協定に関することでございますので、こちら私の方から説明をさせていただきます。包括的連携協定を締結した目的につきましては、町といたしまして当該事業を町の農業の関係者との協働連携により農産物の強固で新たな販路を構築することによりまして、農地保全、農業所得の増大、担い手の育成、6次産業化、産地形成を図りまして、地域農業、産業の活性化、ひいては国産加工用野菜の流通の促進に繋げていきたいというふうに考えております。</p> <p>また事業全体の効果につきましては、農業を中心とした地域振興であり、町政に向けた取り組みとして企業、農業者や自治体がそれぞれの強みを生かし、行政課題に取り組んでいきたいというふうに考えております。包括的連携協定っていうのはこのプロジェクトそのものを指しているということではございません。</p> <p>この〇〇〇(株)が持っているポテンシャル、あるいは農協が持っているその農業に関するポテンシャルこれらを町の行政課題への解決に向けて、また町民の幸せ作りに向けてご協力いただくというものが包括的連携協定の趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。</p> <p>事務局次長 続きまして7つ目の質問でございます。</p>
--	--	---

		<p>「農業振興地域制度に関するあるいはそのガイドライン等は、農業用施設用地の対象とする製造、また加工施設、これらの施設に、〇〇〇〇(株)は全く実績がないのだから該当しないではないですか。計画書だけでは農業施設として認められるのでしょうか」という質問でございます。</p> <p>事務局長 こちらはですね、先ほど申し上げました通り、農地の権利設定をして1年経つということでございます。農業法人という位置づけで我々は理解しておりますので、農振上の農業者であるという要件には備えているというふうに考えております。以上です。</p> <p>事務局次長 菊地推進委員の8点目のご質問でございます。</p> <p>「(株)●●●●のホームページを拝聴すると、(株)〇〇〇〇、それと(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇がグループ会社として、掲載をされております。</p> <p>こちらのグループ会社等に関係する関係者に該当する方々は、やはり審議には参加できないのではないですか」という質問でございます。</p> <p>先ほどの細井推進委員様の御質問にもございましたが、その議事参与の制限という農業委員会の法律の中で、農地適格法人の役員になられてる方につきましては、退席を願ったりしますが、この委員さんの方にはですね、こちらの内容に対して抵触する方はいらっしゃらないと判断をいたします。</p> <p>以上です。ちょっと長くなりましたが、推進委員様3名からご質問がございました。その内容の質問と、回答するという形で報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。</p> <p>議 長 ありがとうございます。他にご意見ありますか。</p> <p>小林 雄一委員 先ほど、推進委員さんから、いろいろ意見がありましたけれども、先月は色々説明があり、町の産業振興のためという説明があったと思いますが、この場合は、農地の変更についてどうするかというのを第一に考えていく。それと、農業委員会の審議の内容だと思います。その中で3点ほど質問があります。先ほどと重複する部分も出てくるかもしれないですが、先ほどもあった通り、今年の今日、3条申請があったんです。スマート農業をするということで、(株)●●●●が、この議案について出てきませんが、以前は所有者だったと</p>
--	--	--

	<p>事務局長</p>	<p>思うんです。そのスマート農業について1年前にそれで申請したものが、現在なぜ変更になったか。変更の理由ですよ。通常考えれば、1年前に計画したものが変更されることは、なかなかないことだと思います。それから、実質的には1年より短い期間でスマート農業をしない。事業が変更になったわけですが、その理由が何なのかというのがまず第一点。次に関連しますが、3年3作について説明がありましたが、3年3作は法律ではないという説明がありましたが、実質問題として農業委員会で3年3作というのが過去ずっと言われてきたと思いますが、今までの3年3作によって、事業変更された方に対してどうに説明をするのか。今後について、全く3年3作を考えずに3条申請をしてすぐにでも、そういう変更を認めるのかどうか、というのが2点目になります。</p> <p>3番目ですが、今回こういう申請ですが、もし類似案件が今後上がってきた場合に、どういう対応をするのか。今回は賃借権設定だと思うんですけれども、実際に農業者で農地をたくさん取得した方はたくさんいらっしゃると思います。</p> <p>そういう方が、同じような案件を申請された場合にどういう対応するのか。その3点を教えていただきたくお願いします。</p> <p>小林委員のご質問にご説明をします。</p> <p>まず一点、スマート農業の変更になったというところでございますが、(株)●●●●からの提案の理由等を求めると、当社としては地域に根ざす農業法人として事業用地の提供など、〇〇〇〇(株)に、生産者の一員として当該計画に協力して、地域の振興に対する責任を果たしていきたいという回答が来ております。</p> <p>2点目です。3年3作、法令上基準にはないのですが、一つの考え方としてこれまでやってきましたが、そこを認めていくのかというところでございます。</p> <p>3年3作について、今後も、農業委員会としては進めていく考えであります。この考え方を変更するという考え方ではありません。しかし、この度は、町の考え方として、先ほど申し上げた農業振興に資するという部分につきます。農業は、産業として非常に特殊性があります。農地を守りながら、栽培して売っていかないと、成り立っていかない産業というところもありまして、担い手の方も大変、減少していつている状況を見ますとこういった、一つ攻めの農業というのが必要なのではないかと。そういった事でまさに地域の農業の振興のために、今回は3年3作については、そういった考えで取り組ませていただいていると言う事で</p>
--	-------------	---

		<p>ございます。</p> <p>今後は、皆さんは、いろんな事案、あるいは似たような事案も大変懸念され、心配のことと思います。事務局としてはですね、この辺をどう整理していったら良いだろうかというのも、議論していったところがございます、この度ですね、加工業務用野菜の推進協議会というのを作らせていただいて、農業関係の方に集ってもらいまして、農業委員会でいきなりこういうふうに挙げられてもですね、今後議論をどれだけ醸成させてやっていったらいいのかっていうのもなかなか難しいと思ひまして、その中で1回もらさしていただいて、上里町の農業の生産力からして、この会社が来た場合、過半を抑えられていけるのか、そういった部分をですね、精査しながら似かよった案件等々が来た場合にはここで1回ふるいにかけてさせていただく、そんな考え方を持っております。以上です。</p> <p>小林 雄一委員</p> <p>先ほど説明がありましたが、一点、私がよく理解できないです。昨年3条の申請があって、今回変更、今後も3条申請があって、また変更っていうのは、その疑いがあるわけなんですけども、そういうものについては今後ないということによろしいのでしょうか。それから3年3作の問題ですが、今回特例だという話だと思いますが、気になるのは先月説明会にあった法律上問題ないから良いっていうふうには解釈をしたわけなんですけども、法律上問題ないから全ていいのかっていう問題があります。</p> <p>前回もコロナ感染症対策の広報等で不要不急の外出を避けてくださいっていうお願いですよ。これは多分、法律じゃないと思うんですけども、そういうものも法律じゃないから良いんだよっていう変なアナウンスがされるような気がします。</p> <p>それから3点目については今後こういう問題がいろいろ出てくると、当然農業委員会だけの話ではなくなってくるので、その辺も検討をお願いしたいと思います。私の方から以上です。</p> <p>事務局 長</p> <p>今後、あるかないかというのは、我々の計画ではないので、これについてはなんとも申し上げられませんが、ただあった場合に、今後農業に資するから良いのか、先ほど言ったように法律上違法性がないから良いのかっていう部分について議論する場を作らせていただきました。上里町に今までになかったんですね。それでいきなり農業委員会に上げさせられてっていうところもあったりして、その辺はしっかり整理させていただくということで、報告会等もさせていただきたいと思ひます。</p>
--	--	---

	<p>塚本房雄委員</p> <p>議長</p>	<p>以前、事前説明の時に、産業振興課長の話があったんですけど、農業委員会会長で推進協議会に入ってるんですが、誘致の調整とかっていう、そういう業務なんですか。推進協議会の業務の一つ入ってるんですよ。農業委員会っていうのは、審査するところなのに、それが農業委員会の話し合いをしないうちに、事務局でやったのか、農業委員会会長が独断でやったのか、その辺をよく説明してもらいたいんですけど。</p> <p>推進協議会に会長が入ってるっていうのは、要するに〇〇〇〇(株)が上里町に進出してくる。農業委員会とすれば、皆さんご存じの通り法的にクリアすれば許可せざるを得ないとなりますよね。そうすると、企業が来て、最初は上里の野菜を使うとか上里の農業振興と口で言ってきたり、それは信用できないって事はないけど、そうした担保を取るにはどうしたらいいかと。この協議会を作るについては、このまま農業委員会で許可してしまうと、先々上里町の農地を出して、そのまま上里町のために使わないで、さっきの推進委員さんの質問にもありましたように、今大分、みんなTPPで野菜の自由化も入ってますし、要するに1日に何百万も1年で何億も野菜を使うところは、1割安いだけで、1年に、それこそ1億も2億も違うような大企業だとすると、それは上里町の野菜は安い時は使ってくれるけど、それを動き出したら、じゃあ外国から野菜を買えばそれは上里の半分で買える場合もあるし、そうすると上里町を最初は良い顔してても、将来にわたってちゃんと担保を取ってかないと町のためにならない。</p> <p>それを私の方から事務局に言って、何とか担保を取っておこうと。</p> <p>そういう意味で、最初に推進協議会があって、連携協定だとか包括的連携協定とか、それで多分皆さんには誤解を受けた点もあると思うんですよ。</p> <p>その点は私個人とすると、説明不足で、失敗したかなと思うんですけど、要するに推進協議会で農協との絡みも話し合いをさせて、いざ動き始めたら必ず農協を使うような状況で、農協イコール地元農業ですから、そういうことを踏まえて、その推進協議会から連携協定、それをやったんでよかったなと思ったんだけど、なかなか先走って、もう工場ありきで進めてるんじゃないかと農業委員会に掛からないしね、何やってんだっていうような話も聞きました。</p> <p>だからそれは説明不足でなかなか説明できないような状況になっちゃったので言わなかったんですけど、実際には私から事務局に言って、これだとね、せつかく土地を出したってそのまんま企業の食べ物にされちゃう</p>
--	-------------------------	---

		と、それは良くないから、しっかりと歯止めをかけておこうと言う事でやったのが、その推進協議会です。そういうことをご理解いただきたいと思います。
	塚本 房雄委員	ちょっと理解できないです。なんで委員会に諮らないんですかそういう事。相談するとか何か説明があるべき、それが先だと思います、自分の判断で勝手にやったって、そんなに権限があるんですか。
	議 長	農業委員会に申請がある前の話ですよ。要するに農業委員会の審議事項ではないので。
	塚本 房雄委員	そういう事項が出てくるんだから、農業委員会で審査しなくてはならないでしょう。出来上がったものを審査するんですか。
	議 長	いやだから、農業委員会に出たときに、確固たるね、町のために〇〇〇〇(株)もやるって言ってるわけですよ。包括的連携の内容をみてね。それを農業委員会でそれがあって初めて農業委員会の審議の対応になるかそうじゃなければ、町のためにならなくては駄目だと、そういうこともあるわけですね。法的にできるかできないかわからないけど、要するに担保を取った方が町のためになる、そういうことで提案したつもりでいます。
	塚本 房雄委員	いや、ちょっと理解しづらいです。
	議 長	なんて言ったらいいか。そのまま上がってきても、普通に順次順番を追ってやってけば法的な判断になるので、それは通さなくちゃならないわけですよ。だからそれを、その前に要するにちゃんとしたことが地元野菜を使うとか何とかって担保を取らなければ良くはないと思うので、それを一つの、だから許可するとかしないとか言わないんだけどそういうことでどうですかという事で言ったわけです。わかりますか。ご理解できない。
	塚本 房雄委員	農業委員会は何をするんですかね、事務局が作ってきたのはそれだけやっている。

	<p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>蓮博政委員</p>	<p>例えば、その会社が地元の野菜をきちんと使うかどうかというのは、その協議会で審議して、担保を取るの でやったということなんだけど、それはそれで構わないんですけど、それを農業委員会は、それを審査する ってことですよね。</p> <p>よろしいですか。すみません。説明をさせていただきます。</p> <p>おっしゃる通り、この協議会は、農業委員会で議論して、やる、やらないと決めるものではまずないという ことです。じゃあ農業委員会は何をするかというと、農地法の部分、それと農地の流動化の推進、これは二 つの大きな使命であります。この推進協議会には、農業委員会に限らず、各農業団体の方にご推薦をいた だきまして、参加してもらって、上里町の農業の中心の方々に、さまざまなご意見を聞くということです。農 業委員会さんの方にも農地法との関連すること、それと流動化ということなどでご参加をいただいたという ことでございます。</p> <p>他にご意見ありますか。</p> <p>簡単なこと質問をいたします。前回説明会で作った資料ありますね。 〇〇〇〇(株)さんの資料です。前月配られた、それをもとに説明をした。 あれは町当局で作ったんじゃないんでしょう。ずっと何回も何回も読み込んでくると、文章が違うんです。 それを1点確認を取りたいのと、あと現場の農業委員としてのパトロールをしますと、該当の会社が耕作 をしている農地、これは皆さんも多分見てわかる通り、草ボーボーな荒れ放題で、ああいう会社がこうい うことやろうとするから余計不満が出てきてしまう。これは町当局だって知ってるでしょ。 なぜ、そういうのをこういう形で持ち上げちゃうのかなってということになると、非常に不信感をいただきま す。それと、それはそれとして、あの中に契約栽培、契約栽培って非常に出てくんですけど、幸いにこの農 業委員会の中で、日本でも指折りの農産物流通の權威の藤島先生がいらっしゃいます。 藤島先生に意見をお伺いしたいんですけども、こういう会社と仕入れをする際に、個人農業者、各出荷組合、 JA、(株)●●●●、それぞれで契約栽培の契約を結んで価格締結まで持ち込んで、先生、こういうのをうまく いくもんでしょかね。先生のご意見聞きたいんですけど。</p>
--	------------------------------------	---

よと。どうして収益率が良くなるのかっていうと、出荷用のコストはかからないということと、あと例えば今まで市場出荷するには、例えば2ヘクタール、3ヘクタール、5ヘクタールでなくても良いんですけども、そのぐらいやるとすると、それなりに手間が必要になってくる。

アルバイトの方を雇わないといけないんだけど、そういうこともしなくて済むからそんだけ費用は少なくて済むのです。

あと、アルバイトの方を雇うと、大変なことは、今、必要な時期だけ来てくださいよと言うわけにはいかないですよ。例えば、丸々1年雇う雇わないは別としてですね、一応周期的に来てもらわないと、必要なときに来てもらえないですよ。

では、例えばキャベツの収穫のない時に仕事を作り出す、これがもっと大変なんですよ。

だからそういった意味で、たしかに販売額そのものが市場出荷に比べると低いけれども、収益率だとかそういった色々な手間のことを考えると、余裕をもって仕事できるようになったからいいですよって言われてる方もいます。

もちろん失敗した方って言ったらおかしいですけども、失敗した方の場合も、ちょっと話を聞くことできないですから、通常の我々色々とお話をお聞きするという時には上手くいった方は、やはり話してるんですけども、やっぱり失敗した方を探すっていうのがまず一つは難しいことだと。失敗した方はそんなに話したがらないですよ。あの失敗とかっていう、だから失敗したところというのは、一概にどうだからっていうことは言えないですけども、やはりその契約の仕方等については、それなりに十分検討しておくことは必要だろうな、ということになります。

またですね、あと契約取引やってるところっていうのは、もちろん農協さんを通してるところもありますけども、そうではなくて例えばスーパーなどが契約取引をやることもよくあるんですが、そのときに、あるスーパーさん、これもう名前を言えば皆さんにすぐわかる日本で一番か2番の量販店ですけども、その量販店が産地からとってます、うちは産直でやってますって。じゃあ、生産者の方から直接なのかといたらそうじゃないんですよ、産地の卸売市場から持ってきている。どうしてなのかというと、どうしても手間暇かかるんですよ、生産者の方個別の方から当たっていたら、その人件費はたまらないですよ。

だからその点は、卸売市場ですと産地の方が一括して持って来てくれるから、まとまってるから、それをその量販店としては直接自分のところに持って来て、そして販売する方がコスト的には少ないです。という形

		<p>でやってるんですけど、だからその契約の場合も、その場合は実質生産者の方との契約じゃなくて、市場の卸さんあたりの契約になっちゃうんですけども、そういう形で契約の仕方にも出てくると、あるいは多くの方はご存知だろうと思いますけども、△△△△って長野県では結構大きな法人はありますよね。あそこはやっぱり加工業者の方と契約取引をしてるんですけども、直接自分たちでやっていて、自分たちで営業もしながら販売先を見つけながらやってる。</p> <p>そういった点ではかなり努力されてるなとは思っておりますけれども、ただ、やはりあそこはレタスが中心ですけども、ご存知ですように、天候次第で生産量がかなり変わるものですから、契約っていうのは言ってみればすぐ決まっていますから生産量変わってる、だからこれでやってくださいってわけいけないところがあるんですよ。その場合は地元の農家さんと、今度はまた再契約をするんですよ。</p> <p>自分で自分たちの契約をうまくやるために、つまり農家さんから、購入するんです。で、自分の少ないコマ数で賄ってくというそういう契約をやっているから、ある意味では、うまくいく。他の農家さんはどうするのかっていうと、農家さんとしては市場出荷してるものですから、別に市場ですから数量や色が減ろうが構わないんですよ。なものですからそちらから言われるときにはそちらに出します。</p> <p>もちろん、市場出荷にも幾分か良い値段であるならば出します、という形で契約をされてるようなんですけども、そういういろんな契約の仕方があって、個々人でやるのと、まとまってやるのと、結構、農協さんがやってる契約量販店、あるいは加工業者と契約ももちろんありますけども、そういう形でまとまってやるのとどちらがいいかっていうのはなかなか一概に言えないですけども、やはり全般的にはどちらかという契約取引、加工関係の契約というのは、それなりの規模が必要ですから、農家さんの場合も個々でなくて、まとまる必要がある。農協さんがやる形でもいいと思いますけども、いずれにしてもいずれもまとまる形が良い。もし個々でやるということになると、それぞれの農家さんは、それなりの規模の農家さんでないと難しいということになるんだろうと思います。</p> <p>今回も、そういった意味では例えば(株)●●●●●●がやりますよっていうのは、一応生産者ではあるけれども個々の生産者というよりは規模が大きいというところで対応できるということになると思いますし、また農協さんは出荷もしますよって言うのもそれなりにまとまったところがあるからということだと思いますね。そうなる(株)○○○○の方にとってみても要するにコストの削減ができますか、ということだろうと思うんですね。</p>
--	--	--

		<p>その辺のところはこれからまたおいおいそれなりに検討していかないといけないとは思いますが、今日皆さんのいろいろご心配な点も私もよくわかるんですが、ただやはりいずれにしろ、この上里町の農業の振興っていうか、その発展を図っていくということになってくると、それなりの対応策をやらないといけないなと思ってます。</p> <p>そういった意味では、今回のこの事業については、進めるのがいいのではないかというふうに私は思っていて、先ほど包括協定の件について、いろいろご意見あって、それなりに正しいとは思ったんですけども、ただやはり、その〇〇〇〇(株)さんのようにですね、実績がないということになれば尚のことですね。</p> <p>そういった包括協定みたいなものっていうのはやっておく必要があるだろうと。</p> <p>それ何もしないにやるといふ方は、私は心配だなというふうに思っていて、だから先ほどからそういう協定、あまりそれは拙速ではなかったかと言われるご意見もわかるんですけども、やはり結んでおく必要もあるだろうというふうにも思っております。ちょっと雑になって申し訳ないですけど。</p> <p>事務局長 すいません。蓮さんの方でお話していた農協の一線でやられていたので契約の方で難しいのはよく存じ上げてると思っております。なお、契約は、個々でなく、全体でやることとなっております。</p> <p>蓮 博政委員 基本的に事務局が出したあの絵は、あれは無理ですよ。</p> <p>先生が言った通りです。</p> <p>個人農家と契約、組合と契約、(株)●●●●と契約、JAと契約書。上里町なら上里町で一つまとまって作ってやらないと無理です。農協の場合、私は20年販売やってたんですけども、基本的には卸売会社です。柱は。卸売会社はどういう卸会社を選ぶかという自分が優位に展開できる、優位に話を進められる卸売会社です。それも一流どころの卸売会社、どっからつかれても一流どころ。太田で言えば市場、こういう通信会社と取引します。ここで価格交渉をしていきます。次のしろものがこっちありますから、産地として。ですから優位に展開できる。決して先方は変な形の取引はしてこない、そういう形でないとなかなか難しいところ持ってきて、個人契約だとか各出荷組合だとか、これ誰が書いてるんだろうかなと、見たら、こっちが50円こっちが80円こっちが100円なんですよ。多分、だからその辺はこれから先、含んでいただいて、話をする際に気をつけていただければと思います。以上です。</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>尾崎保幸委員</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>私も個人的に農協がメインだと思ってましたんで、農協の方へメインで行けば、交渉能力あるんで、個人だと交渉能力ないんで、蓮さんのおっしゃる通りだと思ってますありがとうございました。</p> <p>他にご意見ありますか。</p> <p>まず、結論から、ちょっと言わせてください。</p> <p>一応ですね。今回のこの事案に関しましては、非常に時間的に大分タイトな状態で進められていると私も思うんですが、そんな訳で、今日この場で賛否を採るっていうのもちょっと酷じゃないかな。</p> <p>一時保留にさせていただきたいというのは私の希望です。</p> <p>それで今回の農業委員会においても推進員さんの方々はやっぱり出席してないと、こういった会の組織の中でやはりいろんな人の意見を議論しあってですね、それでお互いが理解しあって納得して異論がある人もできるだけ減らすと、そういった形で賛否を取っていったらいいんじゃないかと。</p> <p>さらにですね理由としましては、この1年前に我々が新しく農業委員という形でいみじくも農業者の代表という形ですね、選ばれて出席したわけですが、その最初の8月ですよ、去年の。そのときにこのスマート農業の話が出てきてまして、それで私なんかも本当にまだそのときは本当にまだよくわからないような状況の中でも、やはり上里町の農業を守っていくっていうか将来の明るい一つの兆しの中で、そういったスマート農業をやりたいっていう場所を、やっぱり進めるっていうのは非常に大事じゃないかと。</p> <p>さらにこの案に、この事案に関しましては牽引役の本庄農林なんかですね、一応後押ししてくれているような、多分そういう話であったと思います。</p> <p>そして、そうした中で実際にこのアグリロボットトラクターとかそういったものも導入して、やってみていたようですが、なかなかこれは1年で結果を出すっていうのは非常に難しいと思います。そういった形で進めようとしたのは理解できるんですが、それをやった段階でまだ1年で結果を出すのは早すぎるんじゃないかと、やはり3年3作って言いますけども、そのぐらいのスパンで見て、やっぱりこれちょっと難しいとかですね、そういったことで進路変更するっていうのはやむを得ないかと思いますが、まずはやはりこの上</p>
--	-----------------------------------	--

	<p>事務局長</p>	<p>里町っていうのは少子高齢化が進んでおります。なかなかこういう人力がもう先を見た中でですね、高齢化の中で、できるだけ機械化を進めるっていうことは非常に、農業の振興の上では大事なことで、この町の中を見てもそういった農業をやろうっていう、場所って今まではなかったと思います。</p> <p>それが去年のそういった中で、この農地を使ってそういったことを推し進めるっていうのが町も後押しすると、そういった中でやった中で、曲りなりにも1年やって、結果はどうですかとかですね、そういった報告が必要じゃないかと思います。</p> <p>それから、あとですね、場所ですよ。やはりその選定した場所って、実際今までは上里の中でも優良農地だって聞いてましたけども、そういった我々はやはりこの農業を振興して、そのためには農地を守るっていうのが使命だということだと教えられてきてましたけども、そうした中でスマート農業がある程度の走行性とか見極めた段階で、ではまた農地に戻すとか、やっぱり生産の拠点ですよ。</p> <p>そういった工場を作るのであればその場所じゃなくても、他の場所でもいいんじゃないかと。</p> <p>決して私もこういったあの加工工場が上里町に来るのに、別に異論はないんですよ。</p> <p>そういった工場が来て雇用も増えたりですね、農家の生産した作物がある程度高く買っていただけるっていう流れができれば、それはそれとして将来性が非常に明るくなりますけども、そういったことを踏まえてですね、なかなか今、この先月、急に私も説明を受けてですね、もう翌月にこの農業委員会で賛否っていいですか、農業委員がどれだけ力があるかわかりませんが、やはりちょっと急すぎるって言いますか、こういったことはやはり非常に内容もですね、非常に簡単に決められるもんじゃないような気がします。</p> <p>いろんな農業者の人がやはり上里町の中にいますけども。そういった方々の、理解を得られた段階でですね、進めるべきだと思いますので、そんなわけです。以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>導入を急ぐことについてでございますが、タイミングで申し上げますと、これは〇〇〇〇株の計画なんですけど、来年の着工、再来年の操業を目指してございまして農振法、この後の農地法、それと開発許可と建築確認等々を見ますと、だいたい2年ぐらいかかってまいります。そういった逆算の中でいくと、タイミング的に今回の申請ということで、〇〇〇〇株の方は上里町と協力して進めていければということで、3月ぐらいに話があり、うちの方はそれを受けたところでございます。それと保留というお話も確かにね、考え方として</p>
--	-------------	---

		<p>あるのですが、実は農振の今回の協議、事業変更の農振除外と合わせてですね、農業施設用地の変更が2つ、9件ですか、これは一緒に協議ですので、町の計画を変更してどうですかという聞き方をしているので、1個が保留になると全部が止まってしまう形になります。</p> <p>それですので他の案件等の状況からしますと、これで1個分だけ止められればいいのですけれども、そういった形ではなくなってしまう状況があるということをお伝えしたいと思います。</p> <p>それと、場所についてですね、これも〇〇〇〇(株)側からの希望ですけども、スマートインターチェンジに近いところで、まとまった農地と、上里町でそういった農地はスマートインターの周りが売れておりますので、工業団地の空きもない状況で、場所的には農振地域の中で農業に資する企業を、農協さんの営農センターとも近いという形で選定がされたというような状況であります。以上です。</p>
	議長	他に質疑ありませんか。
	小林 雄一委員	<p>一点だけいいですか。先ほど色々説明していただいたんですけども、噂によると、今回一町5反の申請ってことなんですけども、この4倍以上の規模のものを計画されてるんじゃないかっていう噂なんで、私もわからないんですけども、その辺についてそういう計画が実際問題あるのかどうかというのを教えていただきたいんですけども。</p>
	事務局 長	<p>直接、私の方でそういう話については聞いておりませんが、ただそういうような話がちらほら、大丈夫なのかということでご心配していただいていると聞いております。繰り返しになりますが、協議会等々の今回の仕組みはですね、そういった部分等も含めて、上里町の中で必要性について議論をさせていただくようなそんな仕組みを作らせていただきました。噂なので、なんともお答えしかねるとこなんですけども、御懸念はされていると思います。ありがとうございます。</p>
	議長	他にご意見ありますか。
	塚本房雄委員	すいません、〇〇〇〇(株)、そこで事業計画をしてるわけですけど、この土地は、賃貸借でやるという話だ

	<p>事務局長</p> <p>塚本房雄委員</p> <p>事務局長</p> <p>担当課長補佐</p> <p>塚本 房雄委員</p>	<p>ったんですけど、それは間違いないですか。</p> <p>あの貸借、賃貸借の確認はちょっと取ってないんですよ。貸借というか、おそらく賃貸借だと思うんですけども、貸借という形で確認しております。</p> <p>〇〇〇〇(株)さんは、農地所有適格法人ではないですよ。そうするとあの賃貸借になると、ちょっと問題が起きづらいかちょっと心配なんですけども。それをちょっとクリアしてもらいたいですけど。</p> <p>ありがとうございます。そうですね、農地所有適格法人であれば買えますけれども、賃貸借については、これは担当の方から。</p> <p>農地所有適格法人の資格を有しているかということでございますが、今現在は農地所有適格化法人としての農地法3条の申請については受け承ってないということでございます。なので、農地所有適格法人という要件は兼ね備えていないという判断になります。今回この転用計画に関しましては、農業者が行う転用事業でございます。青字の農地でございますが、農地への権利設定ではなくて、農地を農地以外に変える転用計画ということになりますので現在、農地所有適格法人等要件を備えているわけではございませんが、事業計画としては成り立つものというふうを考えております。</p> <p>農地所有適格化法人ではないんですよ。農地を賃貸にするってことは、どういう条件でやってるのかちょっとわかんないんですけど、借地権とかそういった権利がつく可能性があるんで、その辺はこれは農地法じゃなく民法とか、そういう法律だと思うんですが、借地権が付いちゃうと、借地権は結構、建物を建てたりすると、かなり借地権の方が強くなって、取得とかそれ以上に持つてる人より権利が強い場合が出てきちゃう可能性があるんですけど、その辺の整合性というんですか。それはよく検討したんですか。</p>
--	--	---

	事務局 長	民法だと50年でしたっけ。あるいは、定期借地権などがあると思いますが、それは、当然の貸し借りについては、借家法の方などで整理されると思いますので、そこは問題ないと思います。
	塚本 房雄委員	借地権がついちゃうと、農地所有適格法人じゃないので、借地権がついていいんですかね。
	事務局 長	問題ないと思います。
	議 長	いいですか。他にご意見ありますか。
	蓮 博政委員	野菜が非常に話題にでてきますけども、上里産のってことで、畜産品はどうなんか、なんか出てましたよね。半分以上とか何とかってあった、畜産品はどういう枠に入っているのですか。餃子って肉使いますよね。
	担 当 主 査	お答えします。数としては少ないんですけども、豚肉も上里町から少し供給できるというように伺っておりますので、それを含めて地元産ということで、50%以上採るような形を考えております。
	議 長	要するに金額的に上里産を50%使うということ。
	担 当 主 査	金額もあるんですが、物量的に重さで測って、重量か金額かいずれかで5割以上増せば良いというのがありまして、金額だと駄目なんです。難しいんですけど、重量だと、なんとか5割超えますので、一応それはクリアできるという見込みです。
	蓮 博政委員	数年前の統計調査であのデータを作ったとありますが、それで何とかなるんですか。非常に疑わしいですよ。キャベツ、玉ネギ、白菜、長ネギすべて
	事務局 長	そこは今後のサプライヤー協議会で、農協さんなどのテリトリーでもあり、それは確かにこないだも行っ

		<p>て、議論をもっと重ねていかないと、駄目だよっていうことになっております。役場もあまり得意な部分じゃないのですけれども、ぜひそこはご指導いただきながら、あと他の農家ですか。サプライヤー協議会でしっかりやらせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>蓮 博政委員 ですから最初冒頭言った通り事務局である資料は作ったんじゃないんでしょって言ったのは、そこだったんですよ、あの文面のしまいの方になってくると、JAでは供給が不可能、何々では無理。ですからこういうところだ、こういうとこだってはっきりうたい込であるじゃないですか。</p> <p>事務局長 私が調べて作成したものです。蓮さんのお考えと、ちょっとあれなんですけれども、私の方で作ったものです。</p> <p>蓮 博政委員 まったく。その後のやっぱりうたい文句が、JAさん等では5%のシェアしかないからこれは駄目だ、これはこうこうこうこうってはっきりうたってるじゃないですか。そこまでうたいます。統調さんの数字か何かの調べで。そんなのないでしょう。全体を教わってるわけじゃないじゃないですか、あれは。文書でははっきりとうたってますよ。すげえなと思って私も読ましてもらったんですけども、行政サイドでここまではっきり文章書くのかなと。</p> <p>事務局長 どこの部分をおっしゃってるのかわかんないんですけど、書きすぎたところがあったでしょうか。</p> <p>担当課長補佐 まとめじゃないですか。JA単独で供給量を賄えるのは白菜のみ。それなので産地形成が必要です。</p> <p>事務局長 そうですよ。ここ読み物としてちょっと読んでいただきましたんですけども、この試算を事務局の方でしまして、このまとめがね、ちょっとあの。我々もあんまりプロではありませんので、ここについての書き込みについてはこのような形で整理をさせていただいたとこなんですけども。</p>
--	--	--

	<p>蓮 博政委員</p> <p>坂本 茂委員</p>	<p>としたならばもうちょっと裏から裏をきちっと取ってかないと、あれでは上里産の野菜で50%とか何%というのは非常に難しいような品目がいっぱい出てくると思いますよ。</p> <p>すいません。今は、農業委員会なんですよ、用途変更がどうだこうだって話を今一生懸命してるんですよ。その話は出来上がってからどうするって話でしょ。決定になったんですか、これが。決定になってないんだからもっとその辺から話をして欲しい。それに、先ほど尾崎さんの方からありましたけれども、やっぱりこの〇〇〇〇(株)が出来る事によって、町の税収もあるし、農産物も使っていただける、それで設備投資で50億もしてくると、雇用も新しく出てくると。それは今、藤島先生の方から、そういうこういうことはいいですよって話もあったわけですよ。それはわかるんですよ、当然。で、この上里町の農地をどうどうすんだって話が、まずは出発点になってくると、私もこの農地の用途変更に対してはいかがなものかっていうことでずっと来たんですけども、町だとか、〇〇〇〇(株)さんの説明で上里町にそのぐらいの加工品工場があってもいいんじゃないかと、町のためになるんじゃないか、上里町の農業振興に大きく寄与するんじゃないかっていうことで気持ちが揺れているんです。実際はね。それで今、尾崎さんの方から、今日、いろいろ推進委員さんだとか皆さんがたの意見だとかっていうんで、反対意見もたくさん出てるわけですよ。これを拙速にですよ。本日決定ができるのかと。もうちょっとそれで、いろいろ町なんかでもですね、私が農業委員を知ってますから、だから町の住民の方もですね、こういうことを質問してください、こういうことも聞いてくださいねっていう話も、伺ってるんですけども、ただ、ね。その二つ、二つの面が、今回はあると思うんですよ。上里町の農地を守るか、上里町の発展のために実利を取るのかっていう、だからその辺、私もちょっとどちらが正しいかわかんないんですけども、ということになると、もうちょっと時間をかけてですね、1ヶ月間もうちょっと延長っていうか保留してくれないかなっていう説明をしまして、町の方の回答が一つが駄目になると全部駄目になっちゃいますよってことになっちゃったんで、一つの案件で全部他の案件が人質になっちゃってるのかなと思ったんです。ただこれ全体をそうすれば、いわゆる保留で来月結論を出すっていうそういうふうに事務的な作業ってのはできないんですかね。それをちょっと、まずはお聞きしたいと思います。</p>
--	-----------------------------	---

	事務局 長	<p>できる、できないといえば手続き的な問題にはなるとは思うんですが、ただ一つ外してしまうと、6ヶ月間は協議ができなくなるので、1月申請になるってということなんで、あとは全体の9名のね、方がどういう資金計画であったりとかは、把握はしておりません。</p> <p>まあ、現時点においてですね、法的な瑕疵っていうのが非常にグレーというか、瑕疵がはっきり認められるかということ、そういう状況はちょっと今の中段階ですと、判断するのは難しいのかなと。</p> <p>また、事務的には1ヶ月伸ばすっていう形は、全体の遅れにならないのかなっていうところがあります。これを否決とするともう1回の農業委員会を開催して、否決の理由をつけてですね、抜いた形で上げるような形になります。であるならば、妥当と農振上の観点からご判断をいただいて、もう一回、農地法の5条もございますので、そこで私も当事者じゃないので、私の方でお答えできない部分も多々ありまして、例えばお呼びして、そこでお聞きするというのも一つのやり方ではないのかなあというふうには考えております。</p>
	坂本 茂委員	<p>そうするとですね。いろいろこれを否決するか可決するか保留にするかって3案あると思うんですよね。だから、これでいろんな意見が出て、先ほども推進委員さんから文書であまり好ましくない3人だけですけども、意見もあつたんでも、私もどうなんだろうなと思って、ただ、町とすると新聞プレスリリースもしちゃってるし、協議会も作っちゃってるし、どんどんどんどん先に進んじゃってるわけですよ。</p> <p>これを駄目にしちゃうと、どうなるのかなと思って。私も農業委員を一步を離れると、心配になっちゃうんですよね。課長さん大丈夫ですかっていう。だからまあ、だけでも、だからといってからと言って、拙速のここで、すぐ賛成ですよっていうことでもいいとは思いますが、できれば、尾崎さんが言った通り、1ヶ月ぐらい冷却期間なり、審議期間なりを置いた方がいいのかなと、私も尾崎さんの意見に賛成だったんで、一言言っただけですけど、その辺も踏まえて、ご協議をいただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございます。今日も長時間なかで審議していただいて、また推進委員の方からの質問にも、細かく事務局が答えましたんで、皆さんも大分内容も理解していただけたと思うんですよね。</p> <p>前も申し上げたんですが、基本的には法的に瑕疵の部分というはありませんので、3年3作にかかるのかっていうのはもう、それもよくわかりますけど、ただ、3年3作を今回この件だけ抜いても、町だとか農業者のためになるんじゃないかっちゃうことで、3年3作の除外を皆さんに提示してると思うんですが、それ考</p>

		<p>えると、また延ばしても同じじゃないかと思うんですが、充分今日は色々なことが出ましたので、事務方からも推進委員の方が細かく質問してくれたんで、それについて大分説明がついたかと思うんですが、採決に入るってことでどうでしょうかね。</p>
	小林 雄一委員	<p>ちょっといいですか。色々意見出たんですけどもさっき坂本さんが意見等もあります。実際ですね、この問題について町の農家の方も結構関心があるんですよ。で、どうなんかなっていう話も多少は受けてます。それで、先月説明会がありました、今日採決します。それでいいんですかっていう人もいるわけですよ。そんなに早く決定しちゃって、だから、この場で決定する。坂本さんの意見に同調するわけなんですけども、この場で採決っていうのはいかがなものかなっていうふうな考えが私もありますんで、その辺も含めて審議の方よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>ちょっと暫時休憩をしたいと思います。あ、ちょっと待ってください。戸谷さん、よろしくをお願いします。</p>
	戸矢 活夫委員	<p>細かい説明をしていただいて納得したということではなくて、説明を受けただけで、個々の内容について、誠に不満です。ですから、これをそのまま採決に持ってくってというのはやっぱり避けて、保留にするべきだというふうに思います。</p>
	議 長	<p>これでトイレ休憩という事で10分ぐらい休憩します。4時再開ということでお願いします。</p> <p>～10分間の休憩～</p>
	議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの続きですが、保留の話も出ましたので、保留の方は、希望者は挙手をお願いしたいと思うんですが。</p>
	議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは保留ということで行きたいと思います。それで、次回の開催で採決をしたいと思うんですがもちろん、保留ですから、そういうことにしたいと思</p>

		<p>ます。それで1週間後ぐらいでどうでしょうかね。</p> <p>町の方も議会が始まっちゃうんで、9月議会は約1ヶ月普通でありますんで、1週間後ぐらいだとちょうど引っかからないんです。</p>
	坂本 茂委員	<p>ちょっといいですか。来月初めにとって、9月の定例総会で決定するんですか。</p>
	議 長	<p>いやそうじゃないんでね。</p>
	坂本 茂委員	<p>そうじゃないすか。</p>
	議 長	<p>だから、この続きをもう1回、皆さん保留で時間が欲しいということなんで、1週間ぐらい置いて考えていただいて、採決に入るということで</p> <p>。</p>
	塚本 房雄委員	<p>推進委員もはいるわけですか。推進委員も</p>
	議 長	<p>推進委員はちょっとわかんないけど、緊急事態宣言によって、解除になれば、もちろん来てもらうと。</p>
	岩田 保 委員	<p>緊急事態宣言が12日までだから、1週間後じゃ無理でしょう。推進委員の出席をお願いしたいですよ。</p>
	議 長	<p>そうすれば希望者があれば、なるべく密にならないように入ってもらえばいいってことでいいんじゃないすかね。</p> <p>推進委員を呼んで、1週間後ぐらいってことで。1日が水曜日で、なりますが、議会の開催は何日からですかね。</p>
	議 長	<p>議会对応があるので事務局さんも多少時間があってもいいと思うんですが、そのこれ、1日ぐらいで、じゃあそういうことでよろしいですか。</p>

	<p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p>	<p>今、お話を整理しますと9月1日で、時間は1時半ですかね。場所をとりあえずみてもらう。場所とれるかな。ちょっと、場所の確認をさせていただきたい。</p> <p>議案はもう送ってあるわけでもんね。皆さんにね。追加する資料はないんで、そこで見ていただいて。</p> <p>あの今回いろいろ議論あった案件以外にも、数件議案になってるわけですけども、その案件も含めてそういう形になるわけですね。</p> <p>当然、農振計画なので、できれば他の方の案件もあるので、そこで否決された場合はまた出し直しとなり、否決の理由について、皆さんの意見として、町に回答していくこととなります。それは法的な瑕疵の部分はどうとらえるかとか、そういう部分についてとなります。それは、不承認となった場合、検討するという意味で承認しないとすれば、町は、どのような形で、次に上げるのか困ってしまうので、たとえば、農業振興計画のこの部分が難しいとされれば、次回、そこを除いてあげることとなります。また、それを申し出者にも、説明する責任もございますので。</p> <p>5条は可決したってことで言っているんですよ。今日。</p> <p>はい、5条は大丈夫です。最後の議案の方が保留ということなんで。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更ってとこの1、2、農振除外と用途変更については、全て保留っていうそういう解釈ですよ。</p> <p>全く同じものをもう1回採決となります。意見については、出尽くしたと思います。同じ答弁にはなると思いますので、そこでご判断していただいて、後反対する場合にはですね、説明する責任が今度出てきますので、その内容について整理をさせていただきたいと思います。</p>
--	--	---

	坂本 茂 委員	何度も確認するんですけど、これ1個でも反対すると全てここに出てる案件が全て反対っていうことですよ。
	事務局 長	一括審議なので。農地法の5条になってくるとわかれてくるので、事務局とすると、そこで農振地域の整備計画について色々ご意見はあるけれども、町のためになるということであれば、全体を承認いただいて、その後、個々の案件となり、農地法関係は個々に今度上がってきますので、そこでは全体の遅れはないのかなという状況をちょっと見定めたところではあります。1週間程度であります。ただ否決となった場合、また農業委員会でやらなくちゃいけないので、そういう手順にはなってきます。
	戸矢 活夫委員	すいません。ちょっと調べておいて欲しいんですが。工場っていうことで、環境、匂いですとか、排水とか、音とか、そういった環境破壊の可能性があると思うんですけども、その辺でISO14001というのっていうのが国際規格であると思うんですけども、グローバル企業ということなんで、その辺のISO14001の取得してるのかどうか、それからこれからも取得予定があるのかどうか、その辺をちょっと調べていただきたいと思うんですけど。
	事務局 長	はい。それは確認をしておきますので、ISOの関係についてお願いしますね。それと日程を見たらですね、9月1日が空いてないので、2日で大変恐縮なのですが、お願いできればありがたいです。
	坂本 茂 委員	場所はここですか
	事務局 長	場所はここがいいです。 じゃあ、事務局の方で通知を差し上げますので。
	担当課長補佐	あの、保留ということですね。次回の農業委員会の中で判断をいただくということになりましたが、それまでの間ですね、この事業の関係について何かお聞きになりたいということがあれば、こちら事務局の方

	議長 会長代理	<p>まで判断材料になる重要な部分だと思いますので、お問い合わせいただければと思います。 よろしくお願いいたします。</p> <p>他になれば、閉会したいと思います。</p> <p>以上で全ての日程は終了いたしました。今日は大変長い間慎重審議をいただき、ありがとうございました。 次回は来月2日なんですけれども、その時には結論もしっかりと持ってきていただきまして、形をつけたい と思います。今日は大変ご苦労様でした。これもちまして、本日の定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。</p>
--	------------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年8月25日

議 長

印

(金井 てる子 委員)

署 名 人

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印